3　治療費に関すること

(1)　治療費など経済的なことで相談したい

　がん相談支援センター（P4～7）では、患者さんやご家族のご希望に応じて日時を調整した上で、ファイナンシャルプランナーとがん専門相談員で協力して、治療費についての相談に対応しています。
　ぜひ、お近くの病院のがん相談支援センターにご連絡してみてください。

(2)　医療費の負担を軽減したい

　医療費の自己負担分には上限が設けられているほか、さまざまな助成・支援の仕組みがあります。

A　公的医療保険が適用される治療を受ける方

[高額療養費制度]

・医療機関や薬局の窓口で支払った医療費（差額ベッド代、入院中の食事代などは除く。）が、1か月間（1日から月末まで）で一定の金額（※自己負担限度額）を超えた場合、申請により、その超えた金額の払い戻しを受けることができます。

70歳未満の場合

区分	所得状況	月単位の上限額	※1　4回目以降
ア	年収約1,160万円以上 健保：標準報酬月額83万円以上 国保：旧ただし書き所得901万円超	252,600円＋ （医療費－842,000円） ×1%	140,100円
イ	年収約770～1,160万円 健保：標準報酬月額53～79万円 国保：旧ただし書き所得600～901万円	167,400円＋ （医療費－558,000円） ×1%	93,000円
ウ	年収約370～770万円 健保：標準報酬月額28～50万円 国保：旧ただし書き所得210～600万円	80,100円＋ （医療費－267,000円） ×1%	44,400円
エ	年収約370万円以下 健保：標準報酬月額26万円以下 国保：旧ただし書き所得210万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得（住民税非課税）	35,400円	24,600円

※1　過去12ヶ月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

高齢受給者（70歳～74歳）・後期高齢者（75歳以上）

区分		外来＋入院（世帯）	外来（個人ごと）	※1 4回目以降	1食あたりの標準負担額（R6.6～更新）
現役並み所得	Ⅲ 年収約1,160万円～	252,600円＋[医療費－842,000円]×1%		140,100円	490円
	Ⅱ 年収約770万～1,160万円	167,400円＋[医療費－558,000円]×1%		93,000円	490円
	Ⅰ 年収約370万～770万円	80,100円＋[医療費－267,000円]×1%		44,400円	490円
一般	年収約156万～370万円	18,000円（年間上限14万4,000円）	57,600円	44,400円	490円
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯	8,000円	24,600円		230円
	Ⅰ 住民税非課税世帯（年金収入80万円以下など）		15,000円		110円

※1　過去12ヶ月以内に３回以上、上限額に達した場合は、４回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。

問い合わせ先　**あなたの加入する公的医療保険の窓口（P20）**

(1)　事前に申請して「限度額適用認定証」の交付を受けていれば、払い戻しではなく、あらかじめ支払いを抑えることができます。

対象　70歳未満の方、70歳以上の現役並み所得Ⅰ，Ⅱ、低所得Ⅰ，Ⅱの方（上の表でご確認ください。）

(2)　事前に申請して「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けていれば、医療機関等への支払が自己負担限度額までとなり、入院した際の食事代の自己負担額も減額されます。

対象　自己負担割合が１割の方で、世帯全員が住民税非課税の場合

問い合わせ先　**(1)(2)いずれも加入中の公的医療保険の窓口（P20）**

限度額適用認定証申請の流れ

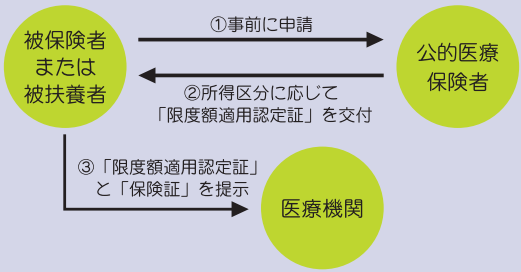

B　公的医療保険が適用されない治療を受ける方

〔保険外併用療養費制度〕

保険給付対象外の治療を受けた場合、その治療に関する費用は原則、全額自己負担となります。厚生労働大臣の定める「評価療養」や「選定療養」等を患者が同意して受けた場合は、保険給付の対象外の部分については、原則どおり自己負担ですが、通常の治療と共通する部分（診察・検査・投薬・入院料等）は、保険診療と同様に一部負担で済みます。

【評価療養】先進医療、医薬品の治験に係る診療　ほか
【選定療養】差額ベッド、大病院の初診、180日を超える入院　ほか
【患者申出療養】患者からの申出による、国内未承認医薬品等の使用等

【公的医療保険の窓口】

保険者		主な加入者	問い合わせ先
健康保険	組合管掌健康保険（組合健保）	会社員とその扶養家族	各健康保険組合担当窓口
健康保険	全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）	会社員とその扶養家族	全国健康保険協会神奈川支部 TEL045-270-8431㈹
船員保険		船員とその扶養家族	全国健康保険協会船員保険部 TEL0570-300-800、03-6862-3060
共済組合		公務員とその扶養家族	各共済組合担当窓口
国民健康保険		農業、自営業者、自由業者、会社を退職して健康保険などを脱退した方	市区町村の担当課（P46～48）
国民健康保険		国保組合を組織する業種で働く方	各国保組合担当窓口
後期高齢者医療制度		・75歳以上の方 ・65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方	市区町村の担当課（P46～48）、神奈川県後期高齢者医療広域連合 TEL0570-001120（コールセンター）